

# 埋蔵文化財の保護に関する手続きの流れ

## ① 遺跡の確認

工事(開発)予定地に遺跡があるか否かを確認してください。

<確認方法>

- ① 軽井沢町公式ホームページで確認  
トップページ>教育・文化>文化財等>埋蔵文化財包蔵地について
- ② ファックスや電子メールで照会  
FAX 番号:0267-46-1152 メール: [bunkashinko@town.karuizawa.nagano.jp](mailto:bunkashinko@town.karuizawa.nagano.jp)
- ③ 窓口において遺跡詳細分布図を確認  
生涯学習課文化振興係(軽井沢町中央公民館内)  
※②③の方法の場合は公図などの図面では確認できませんので、周辺が分かる位置図を送付またはご持参ください。

遺跡の範囲外

遺跡に該当

## ② 事前相談

工事の範囲や位置、工法等により保護措置が異なります。

届出が不要

届出が必要

## ③ 届出 (文化財保護法第93条第1項)

工事着手の60日前までに届出書を提出してください。

※書式や必要書類等は軽井沢町公式ホームページをご参照ください。

## ⑤ 発掘調査

※期間と費用が必要となります。

## ④ 保護措置の指示

長野県教育委員会から以下のとおり保護措置の指示があります。

- 【発掘調査】工事着手前に試掘調査や発掘調査を実施する必要があります。
- 【工事立会】施工時に町教育委員会職員が立会い、記録を取ります。
- 【慎重工事】遺跡を傷つけないよう慎重に施工してください。

⑥ 工事着工 ※工事中に遺物等の発見があった場合は改めて協議が必要です。